

ホームページ、ぜひご利用ください！

市のホームページでは、意見書の全文や本会議の会議録、議会活動などをご覧いただけます。ぜひ、ご利用ください。

吉川市議会



◆ご意見・ご感想をお寄せください◆

議会だよりをご覧になったご意見・ご感想をお寄せください。

〒342-8501
吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市役所 議会事務局
FAX 048(981)5392

**「会計年度任用職員制度」
もっと大事にもっと活用を**



伊藤 正勝

問 会計年度任用職員が今年度からスタート。どう変わったか。財政負担についても伺いたい。

答 法の改正で臨時職員の多くは会計年度任用職員になった。身分は地方公務員に準じ年度内の短期雇用の位置付けだが、期末手当や休暇の取得も可能となった。財政負担は年間5500万円程になる。

問 現状と業務改善への効果は如何ですか。

答 令和2年4月現在、正規職員は414人。会計年度職員は329人。コロナ対応等での途中公募も実施。年度末の数値は389人になる。

問 採用や業務の内容。男女比。雇用の継続・更新についても伺いたい。

答 新年度の採用は各部の責任で行った。一般事務職が50人余。保育、学童保育。福祉関係の支援員等が多く女性が8割を占める。継続更新については把握していない。

問 大きな制度変更。働く人の立場に立ち業務改善に役立ててほしい。

答 働かせ方や有効活用との言葉には違和感がある。一緒に働くパートナーとして多様な人々に参画してもらうことも考えている。

意見書

◆意見書

今定例会には2件の意見書が提出され、次の1件を可決、埼玉県知事へ送付しました。(一部抜粋)

重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

重度心身障害者医療費助成制度は、障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を、県と市町村で助成する制度です。「重度心身障害者医療費助成制度」の対象者は、身体障害者手帳は1〜3級、知的障害は療育手帳マルA、A、Bとされていますが、精神障害は精神障害者保健福祉手帳1級のみが対象とされ、精神障害2級は対象外です。また、精神障害1級でも精神病床への入院費用は対象外とされています。精神障がいが見た目には分かりにくく、仕事や勉強や家庭生活が思うようにできない「生きづらさ」を抱えています。安定した生活

を送るためには長期にわたって薬を服用し続けることが大事です。また症状が治まっても再発のリスクがあります。精神保健福祉手帳2級所持者の多くは、安定して働き続けることが困難で、経済的に困窮している世帯が多いのが現状です。また当事者の家族も高齢化し、医療費の負担も重くのしかかっています。命を守る施策として、以下の2点を強く要望します。

1. 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を、「重度心身障害者医療費助成制度」の対象に拡大すること。
2. 精神科病床への入院も、「重度心身障害者医療費助成制度」の対象に拡充すること。

